

砂防

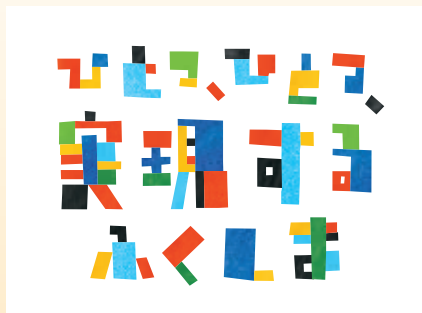
ふくしま

第32号

福島県砂防協会機関誌



写真：緊急改築事業（砂防） 大塩沢（耶麻郡北塩原村大字大塩地内） 令和3年度概成



CONTENTS

福島県砂防協会会長あいさつ	2
全国治水砂防協会通常総会及び福島県砂防協会要望活動等	3
令和3年度 砂防関係事業完了箇所	5
砂防関係施設の整備効果事例	7
令和4年度 砂防関係事業	8
土砂災害警戒区域の指定状況等	9
令和4年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集	12
急傾斜地（がけ地）の点検を行う際のポイント	14
土砂災害情報システムをリニューアル中です	15
キキクル（危険度分布）改善	16

福島県砂防協会 新会長あいさつ



福島県砂防協会会長
川内村長

えんどう ゆうこう
遠藤 雄幸

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本協会の運営にあたり、ご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

大宅前会長（前南会津町長 大宅宗吉氏）に替わりまして、会長に就任しました川内村長の遠藤雄幸です。

昨年は、全国で972件もの土砂災害が発生し、死者・行方不明者33名、人家被害291戸の被害が生じております。特に8月には前線による大雨などにより33都府県で448件の土砂災害が発生し、直近10年の8月の平均発生件数（177件）を大きく上回り、7月及び8月に発生した土砂災害が年間発生件数の約8割を占めました。

改めて土砂災害の恐ろしさ、砂防事業の重要性を再認識したところであります。被害を受けられた方々に対し心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本県においては、昨年16件の土砂災害が発生し、住家

損傷2戸、非住家損傷3戸の被害が発生しました。幸いにも人命が失われるという事態は発生しませんでした。日頃からの土砂災害に対する備えが大切であることを改めて感じたところです。

今後とも、土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、住民の自主防災に対する意識向上のための啓発活動の展開や、砂防関係事業の推進に努めて参りたいと考えております。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所数が、令和3年度末で7,926箇所となっております。これらの情報と福島地方気象台と福島県が共同で発表する土砂災害警戒情報等を積極的に活用し、また国土交通省がまとめた土砂災害警戒避難ガイドラインを参考に、住民の避難体制を確立することにより人的被害をなくしていくことが重要であります。

福島県砂防協会としましては、砂防関係施設のハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を進めていくことについても、県内各市町村間の連携をさらに強固なものとするとともに、今後とも砂防関係事業を広く社会に普及、啓蒙を図っていく所存でありますので、会員皆様の特段のご協力と関係機関のご指導、ご支援をこれまで同様に賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の今後の益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、就任の挨拶と致します。

福島県砂防協会 前会長あいさつ



前 南会津町長

おおや そうきち
大宅 宗吉

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成22年から福島県砂防協会会長として関係者の方々のご指導とご協力を頂き、微力ながら務めさせて頂き、改めて心から感謝を申し上げます。

振り返りますと、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、これに伴う原発事故で今なお多くの方々が無難に避難されており、非常に厳しい状況が続いています。

また、同年7月には新潟・福島豪雨によって地域住民

が被災され、インフラの被害など、特に只見線の被害は再開通ができないのではと危惧されましたが、令和4年10月に再開通されることとなり、地域にとって大変喜ばしいことです。この豪雨によって激甚指定を受け、ようやく復旧事業の完了する平成27年9月には、再び、関東・東北豪雨に見舞われ、連続して国の激甚災害指定を受けました。この間、国や県のご尽力により令和元年に復旧事業が完了し、安全安心の地域づくりに多大なご貢献を頂きました。

砂防事業は災害から未然に生命や財産を守る有効な備えであり、災害は忘れた頃にやってくると言われていますが、近年では必ず来るものと捉え、防災対策を怠ってはなりません。施設の点検、補修、改築そして砂防ダムの浚渫などを実施していくことが肝要です。

末筆ながら、遠藤雄幸新会長の下、福島県砂防協会の大いなるご発展と、皆様方のご健勝を祈念申し上げますと共に、心から感謝を申し上げ、会長退任のあいさつと致します。

令和3年度全国治水砂防協会通常総会 (R3.5.27)

令和3年5月27日に東京都「砂防会館」において、全国治水砂防協会の令和3年度通常総会（第85回）が開催されました。

今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最小限の人数での開催となったため、当協会は各会員から委任状を提出する対応となりました。

令和3年度全国治水砂防協会東北地区協議会通常総会及び要望活動 (R3.7.8)

令和3年7月8日から9日の2日間の日程で第70回通常総会及び現場研修が宮城県蔵王市にて開催されました。通常総会では、令和3年度事業計画などの議案可決と併せて、砂防功労者の表彰式が行われ、本県からは当協会理事として長きにわたりご尽力されている古殿町長の岡部光徳氏と元福島県土木部長の原利弘氏が受賞しました。

また、令和3年8月に予定していた東北地区協議会としての要望活動は、新型コロナウイルス感染が再拡大している状況を踏まえ郵送による実施となりました。なお、要望活動は、平成23年の東日本大震災等の影響により例年実施を見送ってきており、平成22年8月以来10年ぶりの実施となりました。



砂防功労者との記念撮影

後列左から4番目：

岡部 光徳 古殿町長

後列左から5番目：

原 利弘 元県土木部長

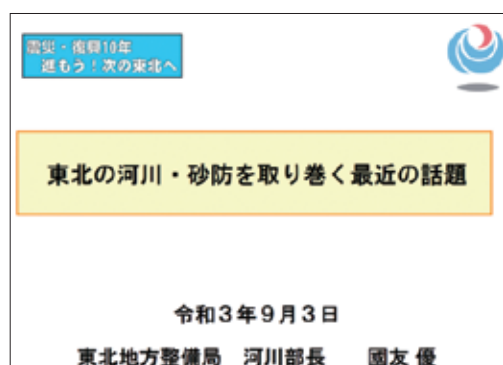
後列左から6番目：

大宅 宗吉 福島県砂防協会長

令和3年度福島県砂防協会通常総会及び講演会 (R3.9.1)

令和3年度福島県砂防協会通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とし、令和3年9月1日に議案が議決されました。

また、例年通常総会と併せて実施しておりました講演会については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和3年9月3日にWEB開催となりました。福島県治水協会との共催により、講師の東北地方整備局の國友河川部長から「東北の河川・砂防を取り巻く最近の話題」と題し講演頂きました。講演会は令和元年以降2年ぶりの開催となりました。



講師（國友河川部長）による講演会の様子

全国治水砂防促進大会及び福島県砂防協会要望活動 (R3.11.18)

令和3年11月18日に東京都「砂防会館」において、全国治水砂防促進大会が開催され、当協会から19名が参加しました。

大会に先立ち国土交通省三上砂防部長から『『いのち』と『くらし』を守る砂防の取組み』と題して講演が行われました。

また、岐阜県郡上市日置市長から「奥田洞谷における砂防事業と警戒避難体制の整備」と題して講演が行われ、最後に土砂災害防止施設の強力な整備推進等の提言が決議されました。

大会後は、福島県選出国會議員14名及び国土交通省三上砂防部長に令和4年度の予算確保に向けた要望活動を実施しました。



促進大会の様子

福島県砂防協会要望内容

- 1 基幹的な土砂災害対策のための予算の確保
(直轄砂防事業の推進)
- 2 土砂災害対策事業の継続的予算の確保
(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」)
- 3 総合的な土砂災害対策の推進
(基礎調査に係る予算確保、地方負担軽減)
- 4 災害関連緊急砂防事業等の充実
(財源措置、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の要件緩和)
- 5 長寿命化対策及び維持修繕等への財政的支援
(起債措置期間の延長、制度拡充等)



福島県砂防協会 要望書

令和4年度全国治水砂防協会通常総会 (R4.5.26)

令和4年5月26日に東京都「砂防会館」において、令和4年度通常総会（第86回）が開催されました。

通常総会では、令和4年度事業計画などの議案可決と併せて、監事である福島県の大宅氏に代わる役員選任が承認され、青森県南部町の工藤町長が新監事となりました。

議事の後は、国土交通省三上砂防部長から『『いのち』と『くらし』を守る砂防の取組み』と題して講演が行われました。

なお、福島県支部からは、遠藤会長をはじめ、12名の首長（代理出席を含む）に御出席頂きました。

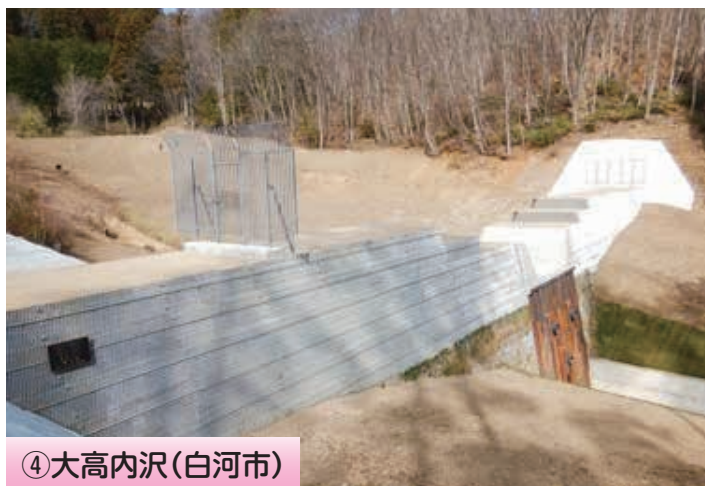
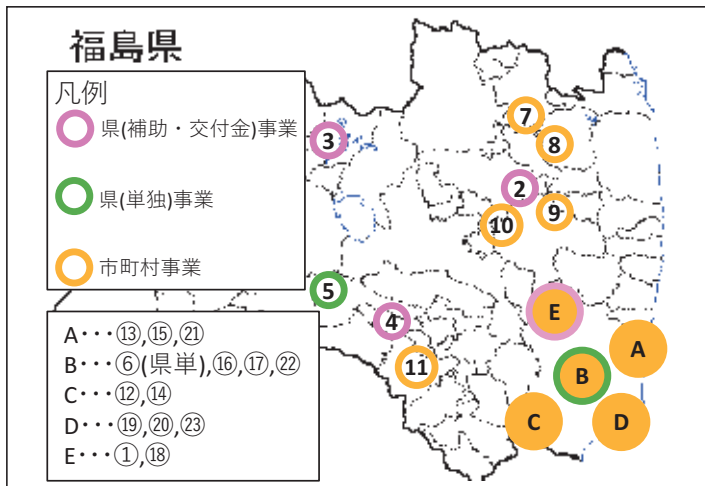


通常総会の様子

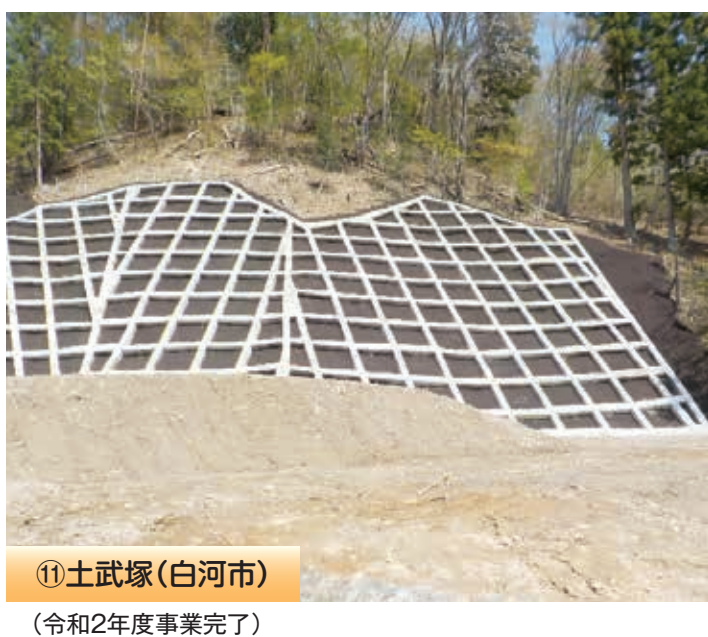
令和3年度 砂防関係事業完了箇所

No.	事業名(交付金事業)	種別	箇所名	市町村名	概要	No.	事業名(県単事業)	種別	箇所名	市町村名	概要
①	災害関連緊急砂防事業	砂防	諏訪沢	いわき市	堰堤工	④	交付金事業(砂防)	砂防	大高内沢	白河市	堰堤工
②	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜	下名目津	二本松市	法面工	⑤	砂防施設整備事業	砂防	いでり沢	天栄村	堰堤工
③	交付金事業(砂防)(改築)	砂防	大塩沢	北塩原村	堰堤工	⑥	砂防施設整備事業	急傾斜	竹之内	いわき市	法面工
小 計 (県事業)						6箇所					
No.	事業名(市町村事業)	種別	箇所名	市町村名	概要	No.	事業名(市町村事業)	種別	箇所名	市町村名	概要
⑦	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	上戸	伊達市	法面工	⑬	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	銅屋場	いわき市	法面工
⑧	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	下境	二本松市	法面工	⑭	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	大利前	いわき市	法面工
⑨	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	東烏堂	田村市	法面工	⑮	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	湯ノ向	いわき市	法面工
⑩	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	新町	三春町	法面工	⑯	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	御殿1号	いわき市	法面工
⑪	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	土武塚	白河市	法面工	⑰	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	傾城	いわき市	法面工
⑫	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	和再松木平	いわき市	法面工	⑱	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	旧城跡	いわき市	法面工
⑬	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	東作	いわき市	法面工	⑲	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	滝	いわき市	法面工
⑭	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	川田	いわき市	法面工	⑳	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	上浅貝	いわき市	法面工
⑮	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	急傾斜	田中内	いわき市	法面工						
※⑪については、令和2年度事業完了						小 計 (市町村事業)					
						17箇所					
						合 計					
						23箇所					

令和3年度主な完了箇所



令和3年度 砂防関係事業完了箇所



砂防設備の整備効果事例

土石流から命や財産を守り地域の安全・安心を確保！
(野辺沢川(喜多方市)砂防堰堤)

●喜多方市



砂防堰堤整備時の状況（平成22年）



土砂が補足されている状況（令和元年5月）



※上流は土砂や流木がたまっており、
大雨時には下流へ流出する恐れがあります。



※砂防堰堤上流域の荒廃状況

土砂が補足されている状況（令和元年5月）



大雨時、土砂や流木が砂防堰堤により補足されました。

※土砂災害危険箇所の施設整備状況（令和4年3月末現在）

福島県内に土砂災害危険箇所が8,689箇所あり、

3,009箇所が施設整備が必要な箇所です。

このうち、859箇所が施設整備済みであり、整備率は28.5%となっています。

これにより、15,078戸（推定）の人家が土砂災害から保全されています。

令和4年度 砂防関係事業

概要

令和4年度は、砂防関係予算に総額63億2,846万円（前年度比14.0%減）を計上しています。

令和元年東日本台風等に伴い土砂災害が発生した箇所、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により要配慮者利用施設等を保全する箇所において重点的に施設整備を進めるほか、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施します。

整備率

県が砂防関係施設の整備を予定している3,009箇所に対する整備率は、令和3年度末時点で28.5%となっています。

砂防関係事業の予算

令和4年度当初予算における砂防関係事業予算

- ① 交付金事業（砂防） 11億4,610万円
 - ② 補助事業 5億5,110万円
 - ③ 緊急砂防等災害関連事業 1,220万円
 - ④ 砂防施設整備事業 28億3,590万円
 - ⑤ 砂防調査事業 1,796万円
 - ⑥ 砂防施設維持管理事業 11億8,408万円
 - ⑦ 砂防事業負担金 5億6,383万円
- ※ 補助・交付金事業の実施箇所は右表の通り。

土砂災害防止法に基づく基礎調査

県では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を令和元年9月20日までに7,983箇所ですべて完了し、土砂災害警戒区域等を令和3年度末時点で7,926箇所指定しております。

令和4年度は、7,983箇所の土砂災害警戒区域の指定完了を目指すとともに、当初予算で1,200万円を確保し、砂防関係施設の整備等に伴い土砂災害警戒区域等の見直しが必要な箇所の基礎調査を実施します。

県単事業

砂防施設整備事業では、砂防設備を鍋沢ほか37箇所ですべて整備（13億3,540万円）、急傾斜地崩壊防止施設を浮矢1号ほか35箇所ですべて整備（15億50万円）を実施します。

砂防施設維持管理事業では、砂防関係施設の維持補修・点検（1億6,068万円）及び砂防関係施設の改修（6億4,540万円）を実施します。

砂防調査事業では、事業採択に向けた調査（1,795万8,000円）を実施します。

令和4年度事業箇所一覧（補助・交付金）

事業	地区	箇所名	所在地	工種	事業区分	
補助事業	県北	大作	川俣町大作	えん堤工	通常砂防	
	県中	備前作3	田村市常葉町	えん堤工	通常砂防	
	県南	長沢	棚倉町八槻	えん堤工	通常砂防	
	南会津	叶津川	只見町叶津	えん堤工	火山砂防	
	全域	坊田沢外	伊達市月館町外	えん堤補強工	総流防	
	交付金事業	県北	堰下沢	国見町鳥取	えん堤工	通常砂防
			町田沢	伊達市霊山町掛田	えん堤工	通常砂防
			平内沢	福島市渡利	えん堤工	通常砂防
			立石沢	福島市北原	えん堤工	通常砂防
			下名目津3号	二本松市百目木	法面工	急傾斜
小谷ノ沢外			川俣町小綱木外	えん堤補強工	総流防	
県中		下泉沢	石川町大室	えん堤工	通常砂防	
		尼ヶ谷2号	三春町尼ヶ谷	擁壁工	急傾斜	
		北表1号	郡山市田村町谷田川	擁壁工	急傾斜	
		寺ノ前1号	郡山市湖南町三代	法面工	急傾斜	
	多田野川外	郡山市逢瀬町多田野外	えん堤補強工	総流防		
	九竜川外	古殿町山上外	えん堤補強工	総流防		
県南	馬場沢外	古殿町松川外	えん堤補強工	総流防		
	飯土用	白河市大信豊地	擁壁工	急傾斜		
	天神沢外	矢祭町関岡外	えん堤補強工	総流防		
	真名子川外	棚倉町北山本外	えん堤補強工	総流防		
	若松	西田面沢	会津若松市湊町	えん堤工	通常砂防	
		慶山沢	会津若松市慶山二丁目	えん堤工	通常砂防	
中の沢		会津坂下町見明	えん堤工	通常砂防		
ミミオ沢		会津坂下町見明	えん堤工	通常砂防		
見明沢		会津坂下町見明	えん堤工	通常砂防		
松沢		会津美里町松沢	えん堤工	通常砂防		
坊が沢		会津坂下町気多宮	えん堤工	通常砂防		
沢入		金山町玉梨	擁壁工	急傾斜		
院内沢		会津若松市東山町	えん堤工	通常砂防		
香塩		会津若松市大戸町上三寄	擁壁工	急傾斜		
喜多方	川向	昭和村松山	擁壁工	急傾斜		
	熱塩沢	喜多方市熱塩加納町	えん堤工	通常砂防		
	長谷川	西会津町下谷	地すべり対策工	地すべり		
	小田川	耶麻郡西会津町高揚根	えん堤工	通常砂防		
	村杉外	喜多方市熱塩加納町宮川	集水ボーリング工	総流防		
	藤沢	喜多方市山都町藤沢	地すべり対策工	地すべり		
南会津	宮ノ沢	南会津町丹藤	えん堤工	通常砂防		
	信濃沢外	南会津町和泉田外	えん堤補強工	総流防		
	加藤谷川外	下郷町音金外	えん堤補強工	総流防		
	深沢川外	南会津町片貝外	えん堤補強工	総流防		
相双	へべ沢	川内村上川内	えん堤工	通常砂防		
	シズ三沢	川内村下川内	えん堤工	通常砂防		
	林沢	川内村上川内	えん堤工	通常砂防		
	毛戸	川内村下川内	法面工	急傾斜		
いわき	沼尻沢右支	いわき市内郷綴町	えん堤工	通常砂防		
	好古沢	いわき市小川町	えん堤工	通常砂防		
	根本沢	いわき市小川町	えん堤工	通常砂防		
	櫛立沢	いわき市川前町川前	えん堤工	通常砂防		
	竹の下沢	いわき市三和町	えん堤工	通常砂防		
	中野沢	いわき市遠野町入遠野町	えん堤工	通常砂防		
	走熊沢	いわき市鹿島町走熊	えん堤工	通常砂防		
	入山沢	いわき市内郷白水町	えん堤工	通常砂防		
	大館1号	いわき市好間町下好間	法面工	急傾斜		
	三箇2号	いわき市常磐湯本町三山	法面工	急傾斜		
金坂1号	いわき市内郷内町金坂	法面工	急傾斜			
北町	いわき市江名	法面工	急傾斜			

土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険性の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある箇所について基礎調査を行い、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っています。

県では、令和4年3月末までに、56市町村において7,926箇所の土砂災害警戒区域等を指定しました。

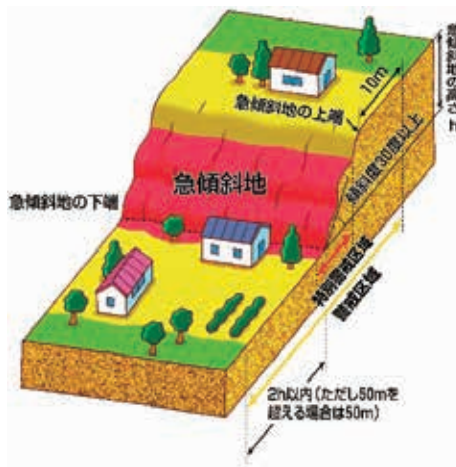
令和4年度も、引き続き基礎調査が完了した箇所について、地域や市町村への区域指定に向けた説明を行い、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、市町村と協力しながら土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化を図り、地域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、土砂災害警戒区域等を指定した箇所について、現地でも土砂災害のおそれのある範囲がわかるようにするため、現地標識を設置する取り組みを実施しております。令和3年度末までに798箇所へ標識を設置しており、令和12年度までに約2,500箇所の設置を完了させる予定です。

土石流



急傾斜地の崩壊



地すべり



現地標識設置の取り組み



土砂災害警戒区域

この区域は、**土砂災害が発生するおそれがあります。**
大雨等により危険を感じた場合は、**早めに避難してください。**

	【土砂災害警戒区域】 土砂災害が生じるおそれのある区域
	【土砂災害特別警戒区域】 建築物が破壊されるなど大きな被害が生じるおそれのある区域
●●地区	(がけ崩れ)
●●市 ●●	○●地内

斜面に異常が見られた場合には連絡をお願いします。

連絡先
市役所 電話 0000-00-0000
福島県建設事務所 電話 0000-00-0000

●●集会所 (避難場所)

避難確保計画作成の手引き

平成29年6月19日に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を支援するため、関係部局や市町村と連携し、避難確保計画の作成状況を把握し、講習会の開催等による指導を行っております。

従前は、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象となる災害別に分かれていた手引きについて統合し、容易に避難確保計画の作成が可能となるように、令和2年6月に改訂を行いました。

避難確保計画の作成方法については、県災害対策課、県保健福祉総務課、県教育委員会のホームページから国土交通省のホームページにリンクしております。

福島県 避難確保計画

検索

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況

要配慮者利用施設における土砂災害等の避難確保計画とは、要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）の通所・入所施設や学校、病院等において、水害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画です。

令和4年3月31日時点で、市町村の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設は181施設あります。

土砂災害警戒区域内にあって、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、地域防災計画へ施設の名称と所在地を定めることとされています。

土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成している要配慮者利用施設は、163施設あり、避難訓練を実施した要配慮者利用施設は、133施設あります。

県では、市町村や施設管理者などと協力し、一人でも多くの方が避難出来るよう努めてまいります。

要配慮者施設の避難確保計画と避難訓練実施状況

令和4年3月31日現在

	土砂災害警戒区域等※に立地している施設数①							
		市町村地域防災計画に記載済②			土砂法に基づく避難確保計画を作成済③			
			②／①		③／①	土砂法に基づく避難訓練を実施済④		
						④／①		
1.病院、保育園、老人ホームなど 厚生労働省の所管施設	130	92	71%	89	68%	62	48%	
2.幼稚園、小・中学校、高等学校など 文部科学省の所管施設	110	89	81%	74	67%	71	65%	
合計	240	181	75%	163	68%	133	55%	

※土砂災害警戒区域等には、区域指定を予定している箇所も含まれます。

土砂災害ハザードマップ整備状況

令和4年6月1日現在、福島県内の土砂災害警戒区域等は56市町村に指定しており、7,926箇所（うち特別警戒区域の指定は6,664箇所）の区域があります。

土砂災害ハザードマップは、県が指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を基に、避難経路や避難場所などの情報が掲載されたマップであり、住民が土砂災害から警戒避難をする際の基になる資料です。

土砂災害ハザードマップの整備率は、52市町村で整備済みであり、整備率は93%となっております。

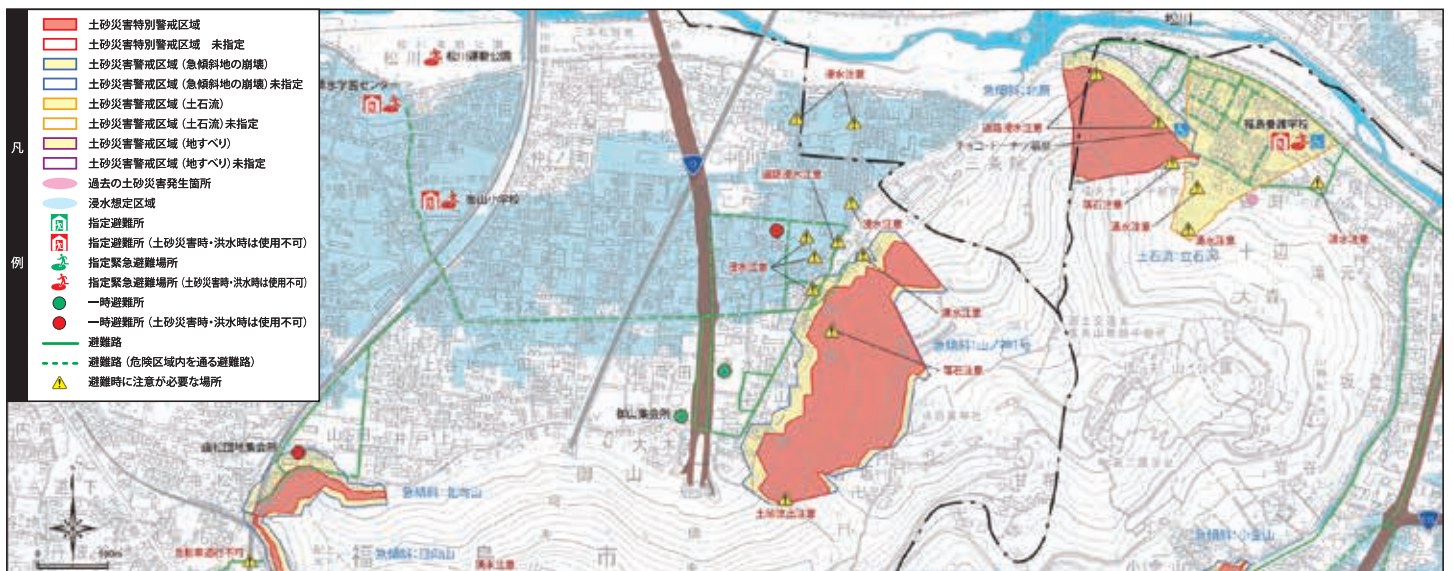
県では、市町村と協力し、地域住民の安全・安心の確保のため整備率100%となるよう努めるとともに、随時新しい情報に更新する作業について、市町村を支援してまいります。

土砂災害ハザードマップ整備状況

令和4年6月1日現在

地 区	対象 市町村数 ①	土砂災害ハザードマップ 作成済の市町村数		整備率 ②/①
		②	内令和4年度 に更新を予定	
県北地区	8	8	2	100%
県中地区	11	11	2	100%
県南地区	9	8	2	89%
会津若松地区	7	7	1	100%
喜多方地区	5	4	1	80%
南会津地区	4	4	2	100%
相双地区	11	9	2	82%
いわき地区	1	1	1	100%
計	56	52	13	93%

※土砂災害警戒区域の指定が無い、鏡石町、湯川村、双葉町を対象外としています。



▲公表されている土砂災害ハザードマップの例（福島市）

令和4年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるための行事を行っています。

この絵画・作文の募集は、土砂災害防止月間の行事の一環として、未来を担う小中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうために実施しています。

土砂災害についての関心の高まりとともに、全国の応募者数は年々増加しております。

募集対象：絵画、作文の部ともに小・中学校の児童・生徒

募集期間：令和4年6月1日～令和4年9月15日

送り先：福島県砂防課内「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当
あて

※各小・中学校で作品をとりまとめてご送付ください。

審査：地方審査（福島県）を経て、中央審査（国土交通省）が行われ、入賞作品が選定されます。

その他：応募作品については、原則として返還いたしません。
応募作品は、未発表オリジナルのものに限ります。

令和3年度最優秀賞作品
(国土交通大臣賞)



鹿児島県 中種子町立油久小学校
3年 東園 晃太郎さん
「早めのひなんでみんなの命を守ろう」



愛知県 刈谷市立依佐美中学校
3年 江坂 実秋さん
「迷わず避難！」

令和3年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の審査結果

県内の応募作品55点の中から、福島県砂防協会会長賞に6作品が選ばれ、そのうち3作品を国土交通省の中央審査会に推薦しました。

中央審査会における審査の結果、本県から1名が受賞しました。



優秀賞（国土交通事務次官賞）

絵画（中学生）の部

本宮市立本宮第二中学校2年 石川 翠さん

【応募及び受賞の状況】

①地方審査会（県）

部門	県内応募者	県受賞者数 (福島県砂防協会会長賞)	中央審査会 推薦者
絵画(小学生)の部	1名	1名	0名
絵画(中学生)の部	45名	3名	2名
作文(小学生)の部	0名	0名	0名
作文(中学生)の部	9名	2名	1名
合計	55名	6名	3名

②中央審査会（国）

部門	全国応募者	中央審査会 推薦者	最優秀賞	優秀賞
絵画(小学生)の部	1,795名	64名	1名	15名
絵画(中学生)の部	2,128名	80名	1名	15名
作文(小学生)の部	587名	37名	1名	15名
作文(中学生)の部	1,229名	60名	1名	15名
合計	5,739名	241名	4名	60名

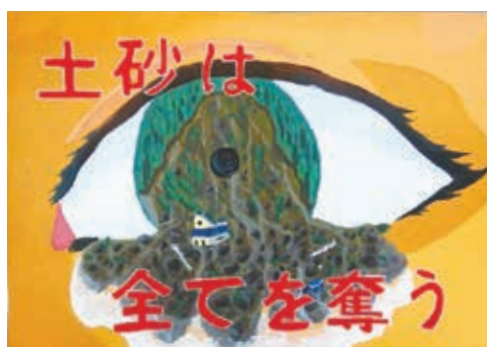
絵画の部



優秀賞
 (国土交通事務次官賞)
 「土砂災害の恐ろしさ」
 本宮市立本宮第二中学校2年
 石川 翠さん



福島県砂防協会会長賞
 「何もかも失う前に」
 石川町立石川中学校3年
 阿部 佑香さん

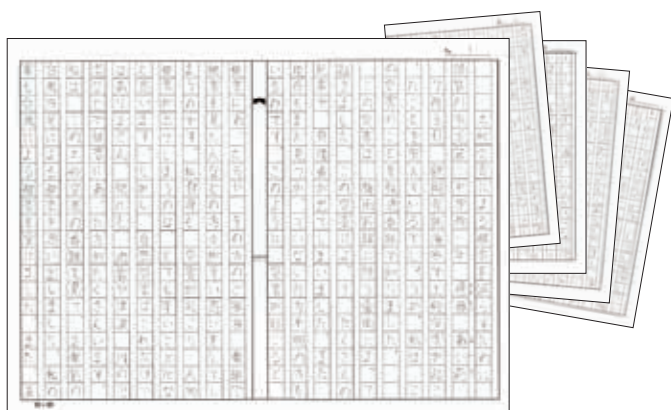


福島県砂防協会会長賞
 「土砂は全てを奪います」
 石川町立石川中学校2年
 小木 綾乃さん

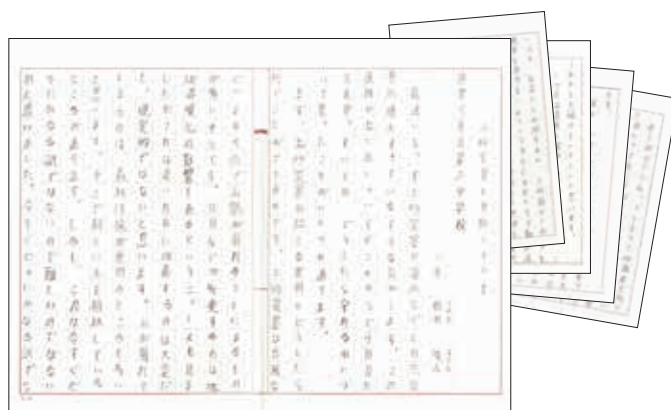


福島県砂防協会会長賞
 「土砂災害工事の様子」
 三春町立岩江小学校4年
 齋藤 悠慎さん

作文の部



福島県砂防協会会長賞 (中央審査会推薦)
 「土砂災害による被害を減らすために」
 須賀川市立第三中学校1年
 遠藤あい莉さん



福島県砂防協会会長賞
 「土砂災害について」
 須賀川市立第三中学校2年
 植田 暁人さん

急傾斜地（がけ地）の点検を行う際のポイント

- ①斜面の管理者は、急傾斜地法第9条により土地を保全する努力義務があります。
- ②令和2年2月の神奈川県逗子市で発生したがけ崩れでは、斜面の管理者が刑事告訴されています。
- ③市町村におかれましては、住民から異状の報告があった場合は、建設事務所に連絡をお願いします。

◆斜面点検時のポイントは以下の通りです。

点検時に、①斜面に亀裂や、②浮き石、③落石がある場合は、風化の進行により斜面が不安定になっている可能性があるため注意が必要です。
※植生が貧弱な場合には、風化が進みやすいため、特に注意が必要です。



①斜面に亀裂



②斜面に浮き石



③斜面から落石

変状が見られる場合

建設事務所に連絡

出前講座「ふるさと安全たんけんスクール」

次世代を担う子供たちに対し、土砂災害における人的被害の軽減と防災意識の高い人材の育成を図ることを目的として、県建設事務所と福島県砂防ボランティア協会が連携して、小中学校への出前講座（ふるさと安全たんけんスクール）を実施しています。土砂災害の仕組みを模型を用いて実験したり、土砂災害啓発DVDにより土砂災害から身を守る方法について説明する等、土砂災害について子供たちにわかりやすく伝える工夫を行っています。

令和3年度は、小中学校で86回（児童・生徒4,743人が参加）実施しております。



模型による説明（南相馬市立太田小学校）

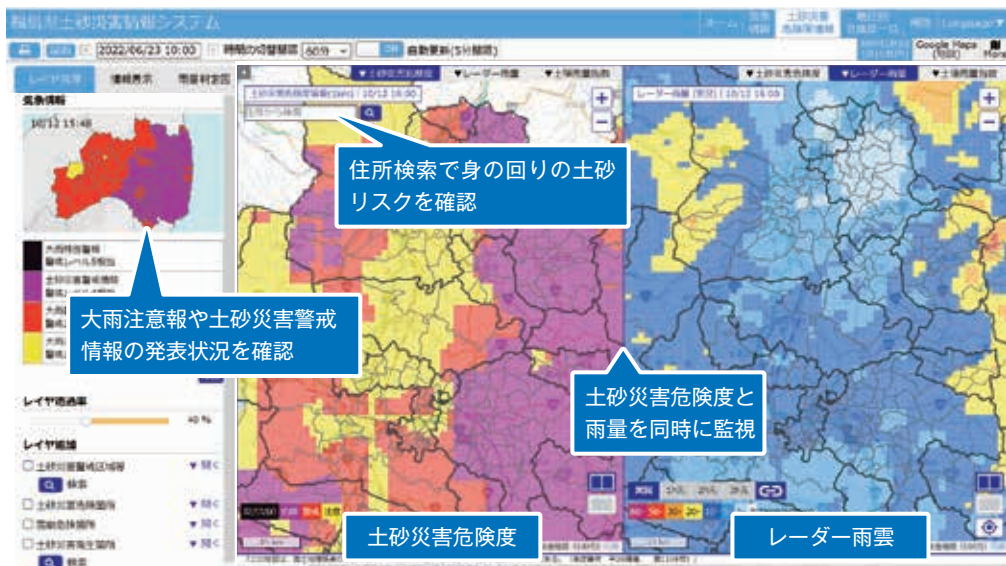


防災マップによる説明（相馬市立中村第二中学校）

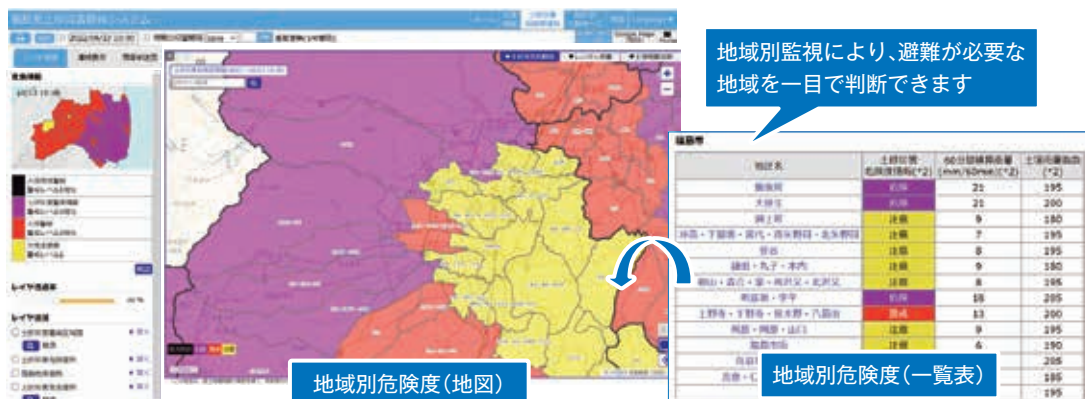
土砂災害情報システムをリニューアル中です

現在、「福島県河川流域総合情報システム」で情報提供している雨量や土砂災害危険度に関する情報を、令和5年の出水期前に向け、新しい「土砂災害情報システム」で提供するようにリニューアル中です。大雨で土砂災害発生危険性が高まった時の県民のみなさまの避難判断や市町村による避難指示発令の効果的な支援の実現が期待されます。

災害リスクを効果的に監視



地区別情報提供



土砂災害警戒区域地図



キキクル（危険度分布）改善

令和4年6月30日から警戒レベル5相当の「黒」を新設し、警戒レベル4相当の「うす紫」と「濃い紫」を「紫」に統合します。これにより、とるべき行動が分かりやすくなります。

「黒」と「紫」の意味と住民等の行動例（土砂災害の例）

現 状

色が持つ意味	状 況	住民等の行動の例
極めて危険	命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生しているにもかかわらずおかしくない状況。	この段階の前に避難を完了しておく。
非常に危険【4相当】	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ 避難する 。
警戒【3相当】	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は 土砂災害警戒区域等の外へ 避難する 。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。
注意【2相当】	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
今後の情報等に留意		今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

改善後

色が持つ意味	状 況	住民等の行動の例
災害切迫【5相当】	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保!
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~		
危険【4相当】	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ <b>避難する</b> 。

「警戒」（赤）、「注意」（黄）、  
「今後の情報等に留意」（白）については変更なし。

## 令和4年度の行事予定

5月26日(木)	全国治水砂防協会 第86回通常総会 東京都（砂防会館）
7月14日(木)～15日(金)	全国治水砂防協会東北地区協議会 第71回通常総会・講演会・現地視察研修(福島市)
8月2日(火)	全国治水砂防協会 第9回土砂災害対策実務者講習会 東京都（砂防会館）
8月下旬	福島県砂防協会 通常総会 福島市
10月27日(木)～28日(金)	全国治水砂防協会 砂防現地視察と討論会 宮城県
11月15日(火)	全国治水砂防促進大会 東京都（砂防会館）
2月中旬	全国治水砂防協会 第63回砂防および地すべり防止講習会 東京都（砂防会館）

### 編 集 後 記

「砂防ふくしま（第32号）」をお届けします。  
これからも充実した「砂防ふくしま」の発行に努めて参りますので、皆様のご意見ご要望をお寄せ下さい。  
次号、第33号からは県砂防課ホームページに掲載する予定です。

